

# 資源・ごみの持ち去り行為は禁止です

## 名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例

令和8年4月施行・10月一部施行（罰則規定）

### 禁止される 持ち去り行為

特定の品目ではなく、市が収集している品目及び  
集団回収団体が回収している品目の全てを対象  
に持ち去り行為を禁止します。

### 罰則について (令和8年10月施行)

勧告、命令を経て、  
**命令違反者**は、

### 氏名公表

**50万円**以下の罰金

### 集団回収団体は 規制から除外

申請をして、許可を得た団体は規制対象から除外  
します。当該団体に対して、除外対象であること  
が明確にわかるよう腕章を配付し「団体構成  
員は活動時に必ず着用すること」「活動区域内の  
市民に当該団体による収集・運搬について理解  
を得ること」などを活動条件とします。

## 持ち去り行為の通報方法

### LoGoフォーム

名古屋市  
資源・ごみ持ち去り行為  
通報専用フォーム



LoGo フォーム



資源・ごみ分別アプリ  
さんあ〜る

資源ステーションにおける  
不法投棄・持ち去り等の通報



for Android



for iPhone

### お電話



持ち去り通報ダイヤル  
※令和8年4月から

☎ 052-972-7530